二郎と面会しをかし――簡単に処分は出来ぬ
い来者の懲戒をしろ――と云ふ事で重役に訴
へ置くと別れた、
△十五日夕方――田中小二郎、少竹久雄
が来たので今後代面会、重役の意見――
奉意の余地なしとの事を得へて歸へ――た、

法人協調會